

令和5年度中国管内における電波監視の概要

1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の相談件数

(1) 申告全般

令和5年度に当局に寄せられた申告・相談の総件数は148件（前年度より13件減少）となっています。申告・相談内容の内訳は、重要無線通信妨害(※1)に関する申告が35件(前年度より6件増加)、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に関する申告が100件（前年度より9件増加）、人体への電磁波の影響に関する相談や電子機器等への障害に関する電磁障害申告が13件（前年度より28件減少）寄せられています。（図1－1）

一般の無線局への混信等の申告100件の地域別は、広島県が43件と最も多く、次に岡山県（34件）、島根県(11件)、山口県（8件）、鳥取県（1件）及び管外（3件）となっています。

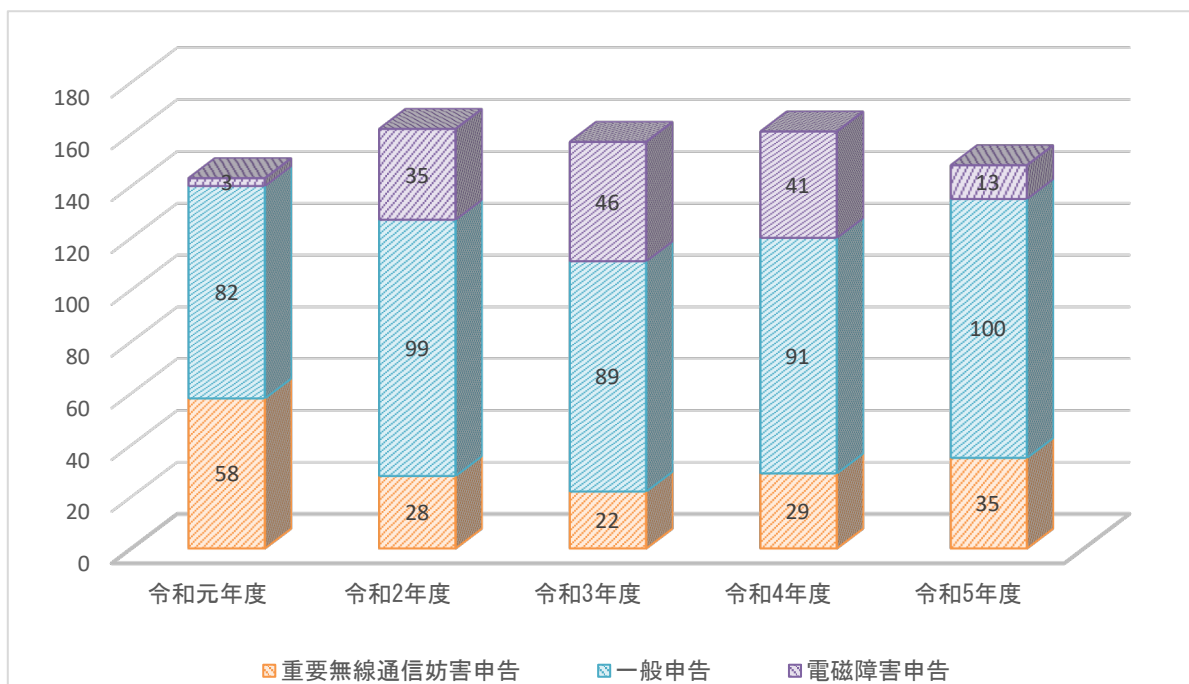


図1－1 年度別申告件数の推移

※1：総務省では、携帯電話などの電気通信業務、放送業務、防災行政、消防、航空などの人命、財産の保護や治安の維持などを目的とする公共的な業務に関わる無線通信を「重要無線通信」と位置付けています。

(2) 重要無線通信妨害申告

重要無線通信へ混信・妨害が発生した場合には、24時間体制で申告を受付け、直ちに電波監視システム(DEURAS)で、混信・妨害の位置を把握し、現地での移動監視による発射源の特定・排除に努めています。

令和５年度の重要無線通信妨害の用途別申告件数（図１－２）は、35件であり、船舶用無線局の申告が20件で最も多く、次いで遭難自動通報用無線局に関するものと航空用無線局の申告がそれぞれ５件、その他申告が５件となっています。

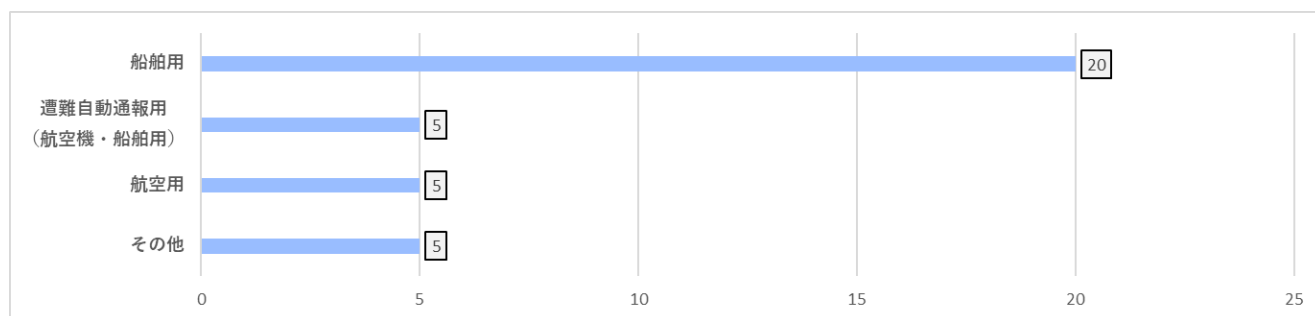


図１－２ 重要無線通信妨害申告件数（用途別）

（３）一般申告及び電磁環境申告の対応

重要無線通信妨害を除く申告等の対応については、現地調査等による原因者への改善措置及び指導等により、144件（令和４年度申告等を含む）が解決しました。残り15件については、引き続き調査を進めています。

2 不法無線局対策等の取組状況

不法無線局（※２）や違反無線局（※３）は、消防・救急無線の通信、携帯電話等への妨害及びテレビ・ラジオへの受信障害などを発生させるおそれがあるため、管内の捜査機関（警察署、海上保安庁）と連携した共同取締りを路上や海上等で実施し、電波法令違反に係る摘発や法令遵守の指導を行っています。

また、電波監視により不法無線局の疑いのある車両等に対しては、事実関係の報告を求めるとともに、無線設備の撤去等を指導しています。

※２：不法無線局とは、総務大臣の免許を受けずに開設している無線局のことで、不法無線局を開設した場合、電波法第１１０条の規定により１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処せられます。

※３：違反無線局とは、無線局の免許は受けているものの、電波法令に違反して通信をしている無線局のことです。

（１）不法無線局の取締り

不法無線局の撲滅に向けて、管内各地において捜査機関との共同取締りを９回実施し、３件の不法無線局を摘発しました。また、電波監視により確認した不法無線局に対して行政処分（無線従事者資格の停止）２件を行いました。

【共同取締りの模様】



(警察署)



(海上保安庁)

(2) 違反無線局への指導等

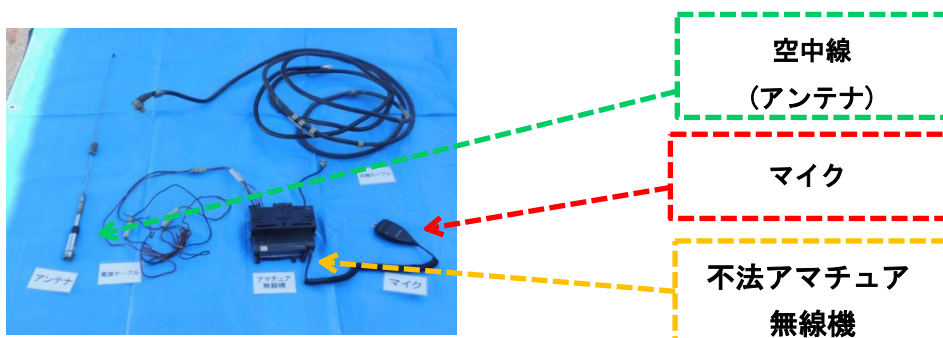
電波監視により、電波法違反が疑われる電波を調査して判明した運用違反の免許人に対して文書指導を11件行いました。

このほか、使用する電波の型式及び周波数の使用区分違反、あるいはコールサインの不送出など、ルールを守らないアマチュア無線局に対して、電波を使った注意喚起（電波による規正）を46回行いました。

(3) 無線機器の鑑定

捜査関係機関が押収した無線機器については、刑事訴訟法第223条第1項に基づく囑託を受け、16台(警察署12台、海上保安庁4台)の無線設備の鑑定を行いました。

鑑定した無線機器の内訳は、アマチュア無線機13台、船舶用無線機3台となっています。



3 電波監視体制の強化

重要行事が管内において行われる場合、電波監視体制を強化する取組を行っています。令和5年度は、毎年8月に開催される広島平和記念式典に加えて、G7広島サミットでは、全国の総合通信局からの応援職員を含め、電波監視体制（24時間有人監視）を確立し、重要無線通信妨害の発生に即応できる体制を確保しました。



G7広島サミット当日の電波監視の様子



G7広島サミットを見据えた事前演習の様子

4 基準不適合設備への取組

発射する電波が電波法で定める「著しく微弱」であって無線局免許が不要な無線設備であると称しているにもかかわらず、実際には微弱の基準を超え、無線局免許が必要な無線設備が市場に多数流通し、他の無線局に障害を与える事例が発生しています。

このため、一般消費者が基準に合致しない無線設備を購入・使用し、電波法違反となることや他の無線局に混信・妨害を与えることを未然に防止することを目的として、次のような取組みを実施しています。

(1) 流通分野への周知・啓発活動

販売店等に対し、無線局免許制度等について説明するとともに、基準に合致しない無線設備については販売しないよう要請するなどの活動を行っています。

令和5年度は、家電量販店、ホームセンター、カー用品店等の199店舗を訪問し、周知・啓発等を実施しました。

(2) 無線設備試買テスト

令和5年度に実施した、無線設備試買テスト(※4)の結果、基準に適合しない無線設備を販売していた販売業者は管内に4者あり、4機種の無線設備を販売していました。これらの販売事業者に対し、文書により無線設備を販売しないよう要請を行いました。

※4：「無線設備試買テストの結果について」は、総務省電波利用ホームページをご参照ください。(https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/)

基準に適合しない無線設備

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中国	事業者数	5	5	8	7	4
	機種数	3	4	10	17	4
全国	無線設備数	137	76	107	131	165

<無線機器の例>

(ベビーモニター)



(ラジコン)



(ワイヤレスマイク)



(ワイヤレスチャイム)



5 電波利用ルール周知・啓発

電波をより身近なものとして理解してもらうために、電波の利用に関するルールの遵守や電波利用環境を保護することの重要性について、周知・啓発活動を行っています。

(1) 周知・啓発活動の取組み

毎年6月1日から10日までの「電波利用環境保護周知啓発強化期間」、10月1日から31日までの「受信環境クリーン月間」の当該期間を重点に、デジタルサイネージ、ラジオCM、電車・バス中吊り広告による広報や関係団体へのポスター・リーフレットの配布等を実施し、広く国民一般に対して電波利用ルールに係る周知・啓発活動を行っています。

令和5年度は、「みんな知ってる？電波の不正利用は犯罪なんだよ！」をキャッチフレーズに下表のとおり周知啓発を行いました。

形 態	対 象 等	時 期
関係団体へのポスター・リーフレットの配布等	官公庁、自治体、報道機関、道の駅、漁協、森林組合、狩猟組合、無線機器販売店等 879ヵ所	6月
電車中吊り広告	J R 3支社各路線、私鉄等3社	7月
バス中吊り広告	山陰地区5社各路線	7月
啓発コンテンツ放映	サンフレッチェ広島 エディオンスタジアム広島	4月
	広島東洋カープ 広島市民球場（MAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島）	5月
デジタルサイネージ広告	中国管内8駅、広島空港	4～5月
ラジオスポットCM	中国管内AM放送4局 FM放送4局 コミュニティFM放送19局	8月
	中国管内 AM 放送4局、FM 放送4局	1～2月

(2) 電波適正利用推進員による電波教室の開催

主に小・中学生を対象とした「電波教室」は、中国総合通信局長から委嘱された電波適正利用推進員(※5)により、電波の適正利用に関する周知・啓発活動の一環として開催されています。

令和5年度は、鳥取県(1回)、島根県(2回)、岡山県(2回)、広島県(11回)及び山口県(4回)で計20回開催され、小中学生245名と保護者等170名の計415名が参加されています。

電波教室では、電波のしくみや正しい使い方に関する学習をはじめ、実際に部品

をハンダ付けするラジオキット製作等を行っています。

※5：電波適正利用推進員：電波の適正利用に関する活動を委嘱された民間ボランティアのこと。中国管内では54名（令和6年4月末現在）を委嘱して、地域に密着した周知・啓発活動等を行っています。電波適正利用推進員制度や活動状況は、電波適正利用推進員協議会ホームページ（<https://www.cleandenpa.net/>）をご参照ください。

電波教室の開催回数（年度別）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
37	4	10	18	20



（電波教室の様様）

6 電波の安全性に関する周知・啓発

電波が健康に影響を与えるのではないかという疑問や不安に応え、電波の安全性について正しく理解していただくため、また、医療機関において安心安全に電波を利用いただくため、工学・医学・行政の各分野の専門家が講師となり、広く一般の方々を対象とした説明会を開催しています。

令和5年度は、山口県下関市（9月19日）において、医療分野における電波の安全性に関する説明会をオンライン併用型により開催し、専門の講師により病院外への医用テレメータの情報漏洩対策手法や医療現場で安心・安全に電波を利用するための導入手法とその管理について講演が行われました。



医療分野における電波の安全性に関する説明会（令和5年9月19日）

7 申告受付窓口

混信妨害、電磁環境障害及び不法無線局の申告については、以下の窓口で受け付けています。

【受付窓口】

中国総合通信局 電波監理部 電波利用環境課

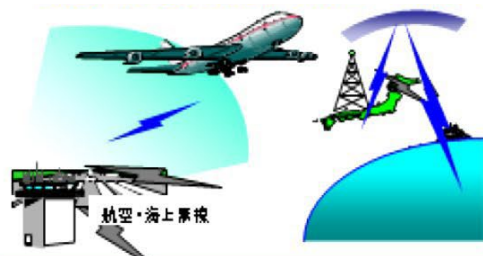
電話：082-222-3332

（受付時間は、土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く、
8時30分から12時まで、13時から17時15分まで）

【参考】 重要な無線通信への混信・妨害のイメージ図

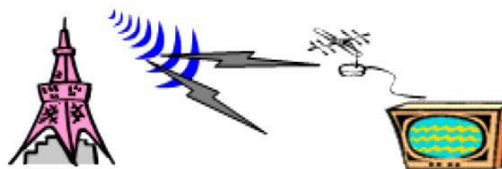
【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

航空/海上無線通信システムへの混信・妨害



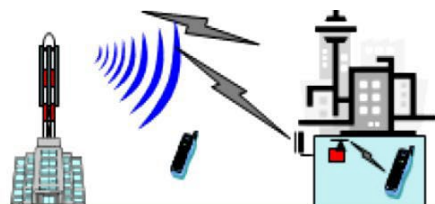
人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)

放送局への混信・妨害



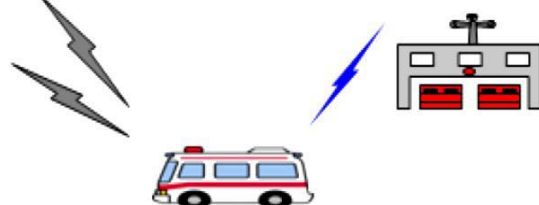
放送エリア内の全ての受信世帯で画像・音声がかかる(避難情報等の緊急放送が伝わらない恐れ)

携帯電話中継システムへの混信・妨害



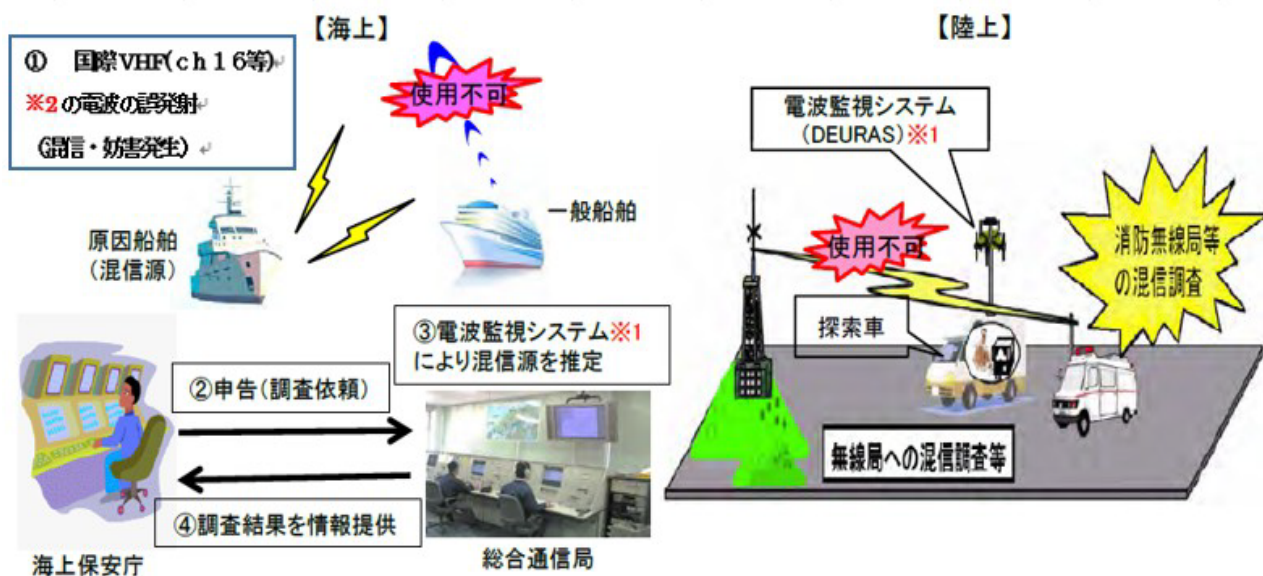
ビルの地下街に設置された不法携帯電話中継装置からの妨害電波により、特定エリアで通信不通になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)

消防/防災無線への混信・妨害



病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)

重要な無線局妨害発生時の対応等のイメージ図



※1 電波の発射源の方位等を測定する装置(全国300カ所以上に設置)

※2 国際VHF(ch16等):船舶の呼出用や遭難通信用等に使用する周波数(音声)

中国管内の混信・妨害の特異事例

近年、身近にある様々な電気・電子機器等から発せられる不要電波により、無線局等への混信・妨害が増加しています。近年、管内では次のような事例が発生しました。

1 船舶解体業者に廃棄された衛星EPIRBの誤発射

第六管区海上保安本部から「山口県A市付近の陸地から406MHz帯の遭難信号を受信した。」との申告があり、探索の結果、山口県B市所在の船舶解体業者の工場を特定。同者の協力を得て、廃棄された衛星EPIRBからの誤発射を確認し、直ちに排除した。

(令和4年11月)



船舶解体業者に廃棄されたEPIRB
(EPIRB: 衛星非常用位置指示無線標識)

2 太陽光発電パネルのパワーコンディショナーからの妨害

広島県A町から防災行政無線に雑音が入感し、定時のチャイムが鳴動しない旨の申告が

あった。調査の結果、原因は、子局付近の住宅に設置された太陽光発電パネルのパワーコンディショナーと特定した。

対策として、太陽光パネルメーカーによる基板交換及び配線にフェライトコアを設置することにより、妨害源を排除した。

(令和5年10月)



防災無線のアンテナ

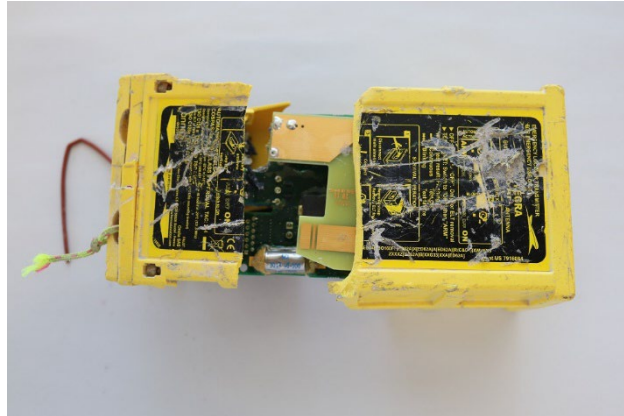


妨害源のパワーコンディショナー
(※)太陽光パネルで作った直流電気を
交流に変換する装置

3 産業廃棄物集積場に廃棄されたＥＬＴの誤発射

海上保安庁業務管理センター（ＭＣＣ）から「岡山県Ａ市内の陸地からＥＬＴの遭難信号が発射されている。」また、岡山東警察署から「航空機の遭難信号を確認している。」との申告があり、探索の結果、同県Ａ市内の産業廃棄物集積場を特定。同場の協力を得て、廃棄されたＥＬＴからの誤発射を確認し、直ちに排除した。

（令和３年５月）



産業廃棄物集積場に廃棄されたＥＬＴ
（ＥＬＴ：航空機用救命無線機）